

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年8月8日(火) 午後1時25分から午後3時44分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 鈴木委員
- 5 説明者 角田(浩)市民部長、阿部債権管理課長、田村市民協働課長、  
根岸環境課長  
角田(真)健康福祉部長、安原社会福祉課長、金子子ども課長、  
信澤介護高齢課長
- 6 事務局 原事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 なし
- 8 傍聴議員 なし
- 9 議 事
  - (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (5) 今後の日程について
  - (6) その他
- 10 会議の概要
  - (1) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(1)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。  
まず、社会福祉課の所管に係る事項について説明願う。

(安原社会福祉課長 説明)

### ア 社会福祉課

#### ・報告事項

##### 1 生活保護から脱却する世帯の割合について

○社会福祉課長 報告事項1「生活保護から脱却する世帯の割合について」説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。生活保護からの脱却について事由別に平成30年度からの実績を掲載した。就労等を理由とする保護の廃止の件数は、平成30年度は廃止21世帯のうち1世帯、令和元年度は廃止31世帯のうち1世帯、令和2年度は廃止45世帯のうち2世帯、令和3年度は廃止25世帯のうち3世帯、令和4年度は廃止36世帯のうち3世帯、令和5年度は6月末時点で該当がない状況である。表中、最生費減少とは最低生活費の基準が下がったことにより、自身の収入で生活保護にならないで済むという人である。その右の欄の収入増は就労以外の収入、例えば遺産相続によってまとまった収入があったり、土地の売却などによる資産活用があったり、交通事故の示談金があったり、年金を受給でき

るようになったなどの理由によって保護が廃止になったものである。保護廃止の理由の最たるものは死亡によるものであり、記載のとおり件数となっている。その他は保護される人が死亡し、葬祭を行う人がいない場合に地区の民生委員が葬儀を行う。そのとき葬祭扶助の申請により、保護の開始と廃止が制度上生じることによるものである。また、そのほかには転出やわずかではあるが失踪もある。コロナ禍において、保護の廃止は減るものと推察したが、実際にはコロナ禍前と比べて多くなっている。これは利根沼田地域の求人が農家からのものが多く、比較的コロナの影響を受けにくいということが理由ではないかと考えている。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「生活保護から脱却する世帯の割合について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 就労等による廃止は他市町村と比べてどうか。

○社会福祉課長 個別の割合について手持ちの資料がないので答えられない。ただ、他市は件数が多いので、割合的にはどうかと思うが、件数的にはもっと多いのではないかと思う。

○井上委員 コロナ禍にかかわらず、生活保護の件数が減少傾向にあるが分析しているか。

○社会福祉課長 保護の世帯数が減少している大きな理由として死亡がある。また、コロナ禍で給付金であるとか、そういった支援制度がかなり充実していたこともあり、申請件数が少なかったと考えている。今年度以降、そういった支援制度がなくなった後、どのようになるか注視していきたいと思っている。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 令和5年度で236件の生活保護があるが、どの年代が一番多いか。

○社会福祉課長 高齢世帯が6割ぐらいである。細かい年代ごとの集計は取っていないが、65歳以上の世帯、年代が一番多い。

○戸部委員 その中で働けなくなったり、外へ出るのが駄目などで若年層も結構いるのではないかと思う。いろいろな原因で仕事ができなくて、就労ができない人たちもいるかと思う。その辺の現状を教えてもらえればと思う。

○社会福祉課長 若年層については、沼田市では幸いなことに仕事がなく保護になるという人は非常に少ない状況である。高齢世帯が6割超となるが、それ以外の世帯はほとんどが障害者や病気で長期療養している人である。そのほかには、母子世帯が数件、手元に資料がないので正確な数字はないが、その他として通常であると就労ができるような人で保護になっているような世帯が数件ある。

○委員長 ほかに。

(「発言よろしいか」と呼ぶ者あり)

○委員長 発言を許可する。社会福祉課長。

○社会福祉課長 先月の報告事項の訂正をさせていただきたい。先月、トルコ地震の義援金について報告させていただいた。報告後、新たに義援金があった。先月、391万6,095円と報告させていただいたが、最終的には393万5,624円となった。7月31日にトルコ大使館の口座に入金させていただき、同日付で目録を送付した。以上のとおり訂正させていただきたい。

○委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で社会福祉課を終了する。

次に、子ども課の所管に係る事項について報告願う。

(金子子ども課長 報告)

イ 子ども課

・報告事項

1 令和6年度保育関係施設の園児募集について

○子ども課長 報告事項1「令和6年度保育関係施設の園児募集について」報告する。

4ページを御覧いただきたい。

広報ぬまた8月1日号に掲載したところであるが、9月1日から来年度の園児募集が始まる。その概要について報告する。

保育関係施設は、保護者が就労等の理由により保育ができない場合に子供を預かる施設であり、市が入園の申込みを受け付け、入園調整を行う。

資料に施設の一覧を掲げた。保育園、認定こども園保育部、地域型保育事業が該当する。

保育園は、ぬまた南保育園から多那保育園までの5園が公立保育園。横塚保育園から桜ヶ丘保育園までの3園が民間保育園。沼田幼稚園から恵泉幼稚園までの4園が認定こども園となる。

認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、幼稚部と保育部がある。幼稚部は園へ直接申し込み、保育部は市へ申し込むことになる。

一番下の欄のどんぐり保育園は、利根保健生協の事業所内保育所であるが、地域枠として一般の子どもを受け入れていただく地域型保育事業と呼ばれるものである。

保育関係施設全体の募集定員は1,114名である。

また、このほかに、企業主導型保育事業のひだまり保育園があるが、こちらは園へ直接、申込みとなる。

第1次受付は9月1日から10月13日まで、受付場所は子ども課の窓口となるが、郵便での受付も可能となっている。第1次受付終了後、第1次受付分の利用調整に入る。結果通知の発送は12月中旬頃を予定している。

第2次以降の受付は10月16日から子ども課窓口において、随時、申請書の受付を行う。

調整は第1次申込みの調整が済んでから行うということになる。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「令和6年度保育関係施設の園児募集について」質疑はあるか。副委員長

○副委員長 まず、1点目は定員が合計1,114名ということだが、沼田市民の子供たちだけで利根郡の人たちは入れないという認識でいいか。それで市民の子供たちだけで1,114名の定員が埋まるのか。2点目は保護者の地域柄であるとか仕事の場所などにより希望する園に子供を預けることができているのか。

○子ども課長 まず、最初の質問であるが、基本的には沼田市民で住所がある人というこ

とになる。ただ、沼田市に勤めている人で、沼田市の園に入れたいという希望がある人についても一応受け入れを行っている。基本的にはこの定員よりも実際の子供の数が下回っているため、定員のほうが多いということになる。また、実際の希望の何割程度がかなうかということであるが、去年の状況であると、全部で187名の申込みがあり、第1希望で受け入れたのが163名。第2希望で受け入れたのが7名。第3希望で受け入れたのが5名。第3希望以外で受け入れたのが8名。どうしても第1希望に入りたいという人で待機をすると言った人が4名である。ほとんどの人が第1希望のとおり入れているという状況である。

○副委員長 おおむね理解した。第1希望、第2希望の内容というのは、やはり先ほど私が尋ねたように、地域性とか、保護者の仕事柄によるものなのか。

○子ども課長 いろいろな事情があると思う。通勤経路であるとか、自宅のそばであるといった事情もあると思う。保育の内容で「そこがいい」という人もいるので、一概には難しい部分もあると思う。

○委員長 私からよろしいか。

○副委員長 委員長。

○委員長 先月、川田保育園とぬまた南保育園を見させてもらった。川田保育園は5年間やって閉園するみたいな話だったが募集するのか。

○子ども課長 募集はする。0歳児を受け入れなくするということである。

○委員長 分かった。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で子ども課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

(信澤介護高齢課長 報告)

## ウ 介護高齢課

### ・報告事項

#### 1 沼田市地域包括支援センターの業務委託について

○介護高齢課長 報告事項1「沼田市地域包括支援センターの業務委託について」報告する。資料第6ページを御覧いただきたい。

まず、地域包括支援センターの概要について説明する。地域包括支援センターは地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う中核機関で、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすものである。センターでは高齢者人口に応じて、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職3職種の配置が介護保険法により義務づけられており、条例により高齢者数がおおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに置くべき3職種の員数は原則として各職種1名と規定されている。なお、センターは市町村、また委託を受けた者も設置できるとされており、委託を受けることのできる者は、医療法人、社会福祉法人、NPO法人等となる。

次に、委託の目的は、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが

できるように心身の状況やその置かれている環境等に応じて介護・福祉・医療などの必要な支援等をより包括的に提供するため、業務の委託により体制を強化するとともに地域包括支援センターとしての機能の充実を図ることを目的としている。

実施年度は令和6年度を予定している。

委託先は沼田市社会福祉協議会を予定している。理由は民間非営利組織としての自主性と広く地域住民や社会福祉関係者に支えられ、行政機関とも十分な連携・協働のもとに活動する公共性を併せ持ち、地域福祉の推進を図っている団体であること。また、地域包括支援センターは、地域包括ケアの推進に当たり、高齢者のみならず、子供から大人、障害がある人など、広く社会全般的な関わりを持つ組織として運営されるべきものであり、沼田市社会福祉協議会のこれまでの事業実績からもセンターの業務について、公正、中立かつ効果的に実施できる法人であると認められると考えている。

次に、選定の経過は令和4年10月26日に開催した第14回沼田市地域包括支援センター運営協議会において、センターの業務については令和6年4月1日から業務委託とすることについて承認された。また、令和5年7月28日に開催した第15回運営協議会で委託先は沼田市社会福祉協議会とすることが承認されている。

次に、期待される効果はこれまでの経験から社会福祉法人としての能力と活力を生かし、より丁寧に市民のニーズに応える支援が期待できること。また、法人の雇用条件により、人員確保が柔軟にできることから、実務経験を積んだ専門職を配置し、継続的に技術の向上及び地域との連携を期待することができる。

次に、設置数及び設置場所は設置数については現在沼田市が直営で実施しているセンター業務についての委託であることから1か所の設置とする。なお、市内4か所に設置している在宅介護支援センターは相談業務をはじめ、ランチとして十分に機能していることからこれまでどおりの体制を維持するものとする。また、センターの設置場所については相談機関として適切な場所を選定する必要があるため、来所のしやすさや市民の認知度などを考慮し、沼田市保健福祉センターとし、2階の障害児通所施設アップル退去後のスペースを改修し、有効に活用したいと考えている。

次に、人員体制については、厚生労働省の基準に準じ、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種については、各3名を配置、介護支援専門員は必要数、事務職員は予算の範囲内で委託先が判断するとしている。

次に、委託する業務の内容については、総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務などの業務の委託を予定している。

最後に、予算措置は、設置予定場所の改修及び初期の準備費用等について来年4月からの業務委託を予定していることから9月補正での予算計上を予定している。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「沼田市地域包括支援センターの業務委託について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 まず、運営協議会で業務委託をするということで承認されたということであるが、直営から業務委託に変える理由はこういったところにあるのか。次に、在宅介護支援センターの立ち位置であるが、今までは市にいろいろな相談内容の報告などがあつたと

思うが、これからは業務委託で出した在宅介護支援センターのほうに行くということでのいいのか。

最後に、人員体制のところであるが、今まで直営だったので市の職員が配置されていたと思うが、その人たちはもうそこには関わらなくなって、全部、社会福祉協議会が雇用するということになるのか確認したい。

○介護高齢課長 まず、1つ目の理由であるが、資料の(2)の目的と(6)の期待される効果というところに記載している。介護・福祉・医療など必要な支援等をより包括的に提供するために業務委託により体制を強化すること。それから社会福祉協議会は社会福祉法人としての経験、子供から大人、それから障害者、高齢者を含め、全てのところで経験がある事業者であるということ。それから、現在、沼田市の包括支援センターでは保健師を職員で賄っているが、社会福祉士と主任介護支援専門員の4名は社会福祉協議会からの出向ということでお世話になっている。専門職については、社会福祉協議会にお願いしている経過があるので、社会福祉協議会に委託することで、より専門的に業務に当たっていただけるという考えで選定している。

次の在宅介護支援センターの件であるが、運営協議会の中でも話が出ているが、市内4か所設置されており、相談業務を受けていただく。それから市民から相談があった場合に外向いていただいて相談を受けいただく。今までは地域包括支援センターは直営で行っていたので、市に相談していただいていた。この直営の部分が今度委託ということになると、その話を担っていただくところも委託先ということになる。ただ、市としても業務の委託をしたからといって全て関わらなくていいということではなく、必要に応じて市が関わらなくてはならない部分があるので、そこは丁寧に対応していきたいと今のところそのようなところで大まかではあるが考えている。

それから人員の配置についてであるが、先ほど触れた社会福祉協議会が主任介護支援専門員と社会福祉士を雇い上げている。他の人も含めてそういう専門職が多いということでそこはクリアできる場所であると思う。

保健師については、介護高齢課地域支援係の地域包括支援センターに保健師が1名いる。それから健康課で一般介護予防業務を行っている部署がある。当時は高齢福祉課となるが、元々、高齢福祉課の中に一般介護予防を持っている保健師がいた。それと看護師、会計年度で雇い上げの看護師が2名いて全部で2名と2名で合計4名が業務を行っている。その職員も含めて3名という数で考えている。その詰め、人員の詰めはまだ決まっていないうがその3名で今数えているということになる。ただ、その専門職については、例えば、保健師の経験者であるとか、再任用の職員であるとか、看護師の経験者というところで賄えるということなので、その辺はこれからまた人事部門とも話を詰めていく中で進めていくことになるかと思う。

○井上委員 直営から業務委託に変えることで柔軟な対応になって、より効果的な運営ができるから業務委託に変更ということでのいいのか。在宅支援介護支援センターの相談の流れで、在宅介護支援センターで相談が上がったものを1回、地域包括支援センターでまとめて、それから市に相談が来る、報告が来るような形で市まで情報がちゃんと上がってくるのか。今の話であると保健師が市から派遣になるという可能性もあるかと思うがいかがか。ケアプランを今まで直営でつくっていたと思うが、それはもう直営ではやらなくなっ

て、全部業務委託の範囲内でそういったこともやることになるのか説明願う。

○介護高齢課長 委員のおっしゃるとおりであるが、やはり専門職に幅広く対応していただけたというところと、どうしても今の地域包括支援センターの体制であると相談業務というところが手薄になっている。その部分を充実させたいというところもあるので業務委託を考えている。

次に、在宅介護支援センターからの相談の流れであるが、基本的には現在、直営で行っている状況と変わりなく考えている。在宅介護支援センターで拾い上げた相談については、まず地域包括支援センターで報告を受けて、そこで対応していただく。あと基本的にはそこで完結するような形になるかと思うが、困難事例であるとか、市が関わるほうがいいことについては、もちろん市の職員も一緒に……。この機能は残しつつ、業務委託ということにしたいと考えている。ただ細かいところまではまだ先方の受託の内容であるとか、仕様書については細かくこれから詰めていくところであるので、まだ具体的にここまでという形では決まっていない状況である。

次に、保健師の派遣については、おっしゃるとおりになるが、市の職員の身分を持って、あちらに派遣もしくは出向という形で対応するということになるかと思う。現状、社会福祉協議会では保健師の採用がないので、今までと逆の形で対応するようになるかと思う。

次に、ケアプランの作成についてであるが、今まで直営でやっていた部分については、委託を受けたところでやっていただくということになる。

○井上委員 業務内容の確認で、委託する業務の内容を見ると、今まで包括だけではなく介護高齢課でやっていた内容のかなりの部分が業務委託内容に入っているが、その中で総合相談支援事業だったり、地域ケア会議だったり一般介護予防とか、そういうものも基本的には市がプランや計画をつくらずに、地域包括支援センターが業務委託を受けた中で全て考えて、それを市が承認するみたいな形になっていくのか。

○介護高齢課長 基本的に、今ここに例として3項目などということ掲げさせてもらった。業務内容として大まかなところ11項目ぐらいの業務内容があり、それらについては、受託側で全てやっていただくというようなことで進めている。地域包括センターに委託したからそれで終わりということではなく、地域包括支援センターの運営協議会を開いた中で、業務の報告をしていただいたりとか、年に1回になるか、複数回になるか、まだこれからの仕様書の取り決めになるが、業務の実績報告を上げてもらう中で委託に出した側の立場として検証して、来年はこういうふうにやっていきたいと思いますというようなことも毎回やる内容になる。そういったところで検証等、報告、実績等々を見ながら、進めていくという形になると思う。

○戸部委員 これは地域包括ケアシステムの一環として行うのか。あと、地域包括支援センターと4か所の在宅介護支援センターとの関わりを教えてください。

○介護高齢課長 地域包括ケアシステムの構築ということが以前から言われていることである。それを行う機関として地域包括支援センターがある。介護高齢課の中にある地域包括支援センターについては、高齢者に限定して相談に乗ったり、事業を行ったりする機関となる。地域包括ケアシステムは高齢者に対するケアを含め、必要な支援を地域の中で包括的に共有して、自立して生活を支援するというようなことで、障害者、子育て家庭、生活困窮者、そういった人たち全て包括的に見守っていきましょうというようなことになる。

地域包括支援センターは地域包括ケアシステムづくりの機関である。

次に、在宅介護支援センターとの関わりであるが、どちらも相談を受ける機関ということに変わりはないが、地域包括支援センターというものがある中で、そのサブ的な、我々はランチと呼んでいるが、そういう補助的な業務を行っていただいているところが在宅介護支援センターということになる。

○戸部委員 なるべく家で暮らして、介護できるような方向にしましょうというのが地域ケアシステムであると思う。そうすればお金もかからないし、しっかり支え、支援しようというのが基本ではないかと思うがいかがか。

○介護高齢課長 地域包括ケアシステムについては、やはり組織というか業務とかサービスを行う中で、実際に関わる中で状態の重い人から軽い人までいろいろな人がいる。基本的には状態にあったサービスを使っていただくというのが我々の仕事になるかと思う。やはり言葉とするといろいろな考え方があると思うが、ケアプランにしてもその人の状態に合ったサービスを提供するということ現場では考えてやっている。そういうところはあるが現実にはその業務ごとに当たっているというようなどころになるかと思う。

○戸部委員 分かった。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で介護高齢課を終了する。

それでは、健康福祉部各課の所管事項報告を終わる。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりでよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

(2) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。意見はあるか。井上委員。

○井上委員 介護高齢課で高齢者バス利用促進事業がある。今年からICカード利用の助成に変わった。半年経つので、利用状況はどうなっているのか確認したい。バスのデマンドと合わせて評判が悪く、どこに行っても「これは使いにくいよね」「バスカードのほうが良かった

たよね」「定時定路線のほうが良かったよね」と言われる。今のところどのような状況なのか確認したい。

○委員長 ほかに。井上委員。

○井上委員 もう1ついいか。健康課で不妊治療費助成の状況について、実際に効果が出ているのかどうかを知りたい。回数を増やしたりとかする必要はないか、年齢制限があるのでそれを超えた人は助成が受けられなくなるので、対象年齢を上げてもいいのではないかということを確認したい。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 今コロナが増えだしてきた。その状況というのは5類になって、もう情報は市へはこないのか。

○委員長 あると思う。

○戸部委員 それを聞きたい。今の状況、体制。まだ、特効薬ができていないわけではなく、特効薬があるインフルエンザよりも怖い。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 調査事項について事務局にまとめさせる。

(事務局書記 説明)

○委員長 よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。  
休憩する。

(休憩 午後2時8分から午後2時8分まで)

### (3) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

それでは、次第(3)市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

まず、債権管理課の所管に係る事項について報告願う。

(阿部債権管理課長 報告)

#### ア 債権管理課

##### ・報告事項

- 1 令和5年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について
- 2 債権放棄の議会報告について

○債権管理課長 申し訳ないが、資料の訂正をお願いする。資料2ページの債権管理課資料1の「1 公売財産について」に1件とあるが、資料作成後に公売案件が1件発生したことから

2件に訂正願いたい。

まず、報告事項1「令和5年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」報告する。

県と県内市町村の債権管理の徹底と換価事務スキルの継承を目的として、差押え執行済不動産の合同公売を毎年実施している。詳細は配付した資料1を御覧いただきたい。

沼田市の公売財産は2件、公売方法は期間入札である。

日程は、8月16日に公告、入札期間は11月6日から17日まで、開札日は11月22日である。

県下同じスケジュールで行い、入札は郵送でも可とし、開札は各執行機関で行う。

なお、公売財産の詳細については、公告前なので報告は控えさせていただく。

次に、報告事項2「債権放棄の議会報告について」報告する。資料2-1を御覧いただきたい。沼田市債権管理条例の抜粋である。同条例第15条第1項において、「債権管理者は非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該債権及びこれに係る損害賠償金等に係る債権を放棄することができる」と規定されており、同条第2項において「債権管理者は、前項の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない」と規定されている。この規定に基づいて、令和4年度中に放棄した債権について、市議会議長宛てに債権放棄報告書を提出したので報告する。議会へは9月定例会の諸般の報告の中で報告されることになる。債権放棄の内訳は資料2-2を御覧いただきたい。放棄した債権の合計は28件、438万3,897円である。債権ごとの内訳は記載のとおりである。なお、報告の中では所管に係るもの以外にも放棄した債権がある。資料2-1の下段を御覧いただきたい。沼田市債権管理条例施行規則の抜粋である。同規則第3条第2項第4号の規定により、債権放棄に関する事務は債権管理課長が分掌することとなっているので、債権管理課でまとめて報告させていただく。

○委員長 説明が終わった。報告事項1「令和5年度群馬県・市町村不動産合同公売の実施について」質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 次に、報告事項2「債権放棄の議会報告について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 債権放棄の内容で確認したい。簡易水道使用料は人数1人に対し、件数2件となっている。これは上下水道で2件ということか。それと金額が274万円と非常に多い。ずっと支払いがなかったものを本人が亡くなったとかで、債権放棄ということになったものか。それと給食費、こちらも人数15人に対し、件数22件となっている。どういう数え方になっているのか伺いたい。

○債権管理課長 まず、上下水道の簡易水道使用料の件数については、件数2件、人数1人となっている。こちらは1人が2か所で簡易水道の契約をしていたということである。そういった契約の件数で2件ということになっている。

次に、簡易水道使用料の債権額が274万円と高額になっているということであるが、こちらの人は平成9年から債権を滞納があり、令和3年に死亡したため、それまでの滞納額全部を放棄したことから高額となっている。

次に、学校給食費の件数と人数の関係であるが、こちらは保護者15人に対して兄弟等がいる人については2件と数えるので、そういった形で22件ということになっている。

○井上委員 学校給食費のことで伺いたい。条例の第6号の私債権の消滅時効ということ

であるが、基準、何年かごとに催告していれば消滅しなかったのではないかと思うが、消滅時効完成の基準がどうなっているのか伺いたい。

○債権管理課長 ただいまの債権放棄、第15条第1項第6号による消滅時効の完成についてであるが、令和4年度に債権管理課が設置されて各所管課の債権を確認した中で消滅時効完成により回収が不可能と判断した債権について今回債権放棄した。御理解いただきたい。

○井上委員 例えば中学校卒業して何年かたって、それで消滅とかじゃなくて、もう課の中で「この家はもう無理だな」という判断をして、この22件分が消滅したということか。

○債権管理課長 学校給食費については、実際の内容としては、かなり古い20年近く前の債権が残っていた。こちらについては時効が完成しており、回収不可能と判断したため放棄をすることとなった。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 これは債権の停止になる。時効はそこから5年か。

○債権管理課長 この放棄については税等とは別で私債権の放棄となっている。放棄できる事由は資料2-2にある第1号から第6号までの事由となっていて、今回、5号と6号が該当となっている。今回は本人が死亡したか、時効が完成したための2通りでの放棄となっている。また、市税等については滞納処分停止ということで、停止から3年間、停止が続いた場合には債権が消滅して不納欠損となる。税の時効は5年間である。5年間何も行使してなかった場合には、そこで消滅時効を迎えることもある。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で債権管理課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

(田村市民協働課長 説明)

イ 市民協働課長

・調査事項

1 広域コミュニティ運営組織設立準備事業補助金の申請状況について

○市民協働課長 調査事項1「広域コミュニティ運営組織設立準備事業補助金の申請状況について」説明する。

まず、資料中、「広域コミュニティ運営組織設立準備補助金の申請状況について」とあるが、「広域コミュニティ運営組織設立準備事業補助金の申請状況について」に訂正願いたい。

それでは説明する。まず、広域コミュニティ運営組織設立準備事業補助金の概要について、資料1の補助金交付要綱により説明する。この補助金は第1条にあるとおり、広域コミュニティ運営組織の設立準備に必要な経費に対して交付するものである。補助金交付の対象団体は第2条にあるとおり、各地区の振興協議会、区長会各支部、振興協議会か区長会各支部が認める団体、各行政区の連合体としている。補助対象事業は第3条にあるとおり、広域コミュニティ運営組織の設立を目的とする事業、その他市長が必要と認める事業

としているが、第2項各号に示すものについては対象外としている。補助金の交付期間及び額は第4条にあるとおり、補助対象事業を開始した年度から起算して2年を上限としているが、地域づくりモデル事業交付金を交付されている場合は1年を上限とするものであり、第2項にあるとおり、同一年度において1団体当たり20万円が上限である。補助金の対象経費は第3条に規定する事業に係る経費であるが、第5条各号には補助対象としないものを規定している。

次に、これまでの申請状況について説明する。本年4月に池田地区振興協議会より交付申請書が提出され、交付決定したが、現在のところ、その1件のみという申請状況である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「広域コミュニティ運営組織設立準備事業補助金の申請状況について」質疑はあるか。齋藤委員。

○齋藤委員 説明していたただき内容は理解した。それらを踏まえて、地域コミュニティの基本的な部分について確認させてもらいたい。各地域で抱える課題は共通するものもあるし、地域差や立地条件、年齢の構成など様々であると思う。コミュニティビジョンを作成した時点において地域が抱える様々な問題の解決に行政と地域、どちらが主導して課題の解決に向かっていくと考えているのか。イメージを教えてください。

○市民協働課長 モデル事業として手を上げたところが4地区ある。基本的には地域が主体、主導となって地域で解決していくというイメージである。当然、行政も関わってどういう方向に向かっていったらいいかみたいなものについては、櫻井先生のアドバイスを受けたりしながら、各地区のコミュニティセンターの職員もいるので、そういう行政関係者も関わって、ともに課題を解決していくというイメージである。

○齋藤委員 とても難しい課題であると思う。持続可能な仕組みをつくっていくには、お金のことや人的なことをクリアしていかないとならないと思う。そう進めていかないと絵に描いた餅になってしまうのではないかと不安になる。私自身、お金のことや人的な主要な部分は行政が担って、一定程度の交付金を地域に交付して、地域でできることは交付金を活用して展開していくようなイメージをしている。コミュニティビジョン作成時点において、令和12年度からの展開期では各地域にどのような用途や目的、どのくらいの単位の交付金を計画しているか伺いたい。

○市民協働課長 人的・資金的支援ということであるが、この通告をいただいた運営組織の設立準備事業補助金、これは20万円を上限として各地域に交付していく。成長期については運営組織運営費補助金の予定として最大20万円を予定しており、運営組織の事業費の補助金としては2つの事業について1事業目は最大30万円、2事業目は最大15万円ということである。これは確定ではなく、このことについては準備を進めているところである。それと展開期と話をいただいたが、これについてはまだ煮詰まっていない。ただ、先ほど話があった資金的、人的補助については当然、こちらでも支援が必要と考えているので、今後、より精査して検討を進めていきたいと考えている。

○戸部委員 今年度は池田地区が設立準備の補助金を申請したということであるが、白沢や利根などは今年度そういった申込みになるか聞きたい。

○市民協働課長 今のところ池田地区だけという申請状況ではあるが、残りの地区についても検討が進んでいると聞いている地区がある。ただ、白沢と利根については、まだ組織が固まっていないので、今後、運営組織設立のための準備会みたいなものの設立を予定し

ている。それが整って、こういう感じの事業をやっていくということがまとまれば、こういう申請をいただけると思う。見込みということで申し上げるのはどうかとは思いますが、年度内には申請していただけるかという展望で今のところ進んでいる。

○戸部委員 準備会議などいろいろな会議をやっているが、まだ方向性が見出せないような状況であると思う。みんなで5回だか会議をやっている。いろいろな意見が出てそれを一つにまとめている段階だと思う。それについて行政で少し櫻井先生と一緒に方向性を見出せるような力を少し……。みんな意見を吸収するがその吸収したものを櫻井先生やそういう人たちに「その方向性で頑張りましょう」みたいな助言をいただけるか聞きたい。

○市民協働課長 白沢では大座談会を6月23日に開催して、その後、通常であると3回というところを4回開催した。それが7月28日にあった。このときにも約30名にお越しいただいて具体的にどのような展開にしていこうかというようなことで今まで出た課題を踏まえて具体的な取組についての話し合いをした。様々、グループごとに意見は出たが、今度は小さなグループにまとまって、具体的な組織としてどういう動きをするかというようなことを今月中に座談会ではなく、俗称、コア会議というようなそういうものを予定している。そこである程度、組織の具体的なものを決めていこうという段階なので、その会議を踏まえて、今度は具体的な地域運営組織の設立に向けて動いていくことになる。詰めはこれからということになる。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 池田地区から補助金の申請があったということであるが、要綱を見ると2年を上限としてそれを使うということである。どのような事業に対して補助金を申請したのか。

○市民協働課長 池田地区の補助申請についてであるが、具体的には全住民にアンケートを取ると聞いている。郵送費のほか用紙類も相当数になるようである。その中身については持ち合わせがないが、全住民アンケートを実施して地域づくりの計画の策定に向けたものと伺っている。アンケートを実施、集計・分析、結果報告をして、皆さんに知らしめて、計画の策定の準備をすると聞いている。

○副委員長 理解した。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(根岸環境課長 説明)

ウ 環境課長

・調査事項

1 利根沼田地域における一般廃棄物処理広域化の進捗状況について

○環境課長 調査事項1「利根沼田地域における一般廃棄物処理広域化の進捗状況について」説明する。

令和4年9月13日に沼田市と片品村、川場村、昭和村、みなかみ町がそれぞれ締結した一般廃棄物処理広域化に関する基本合意書に基づき、令和5年5月26日、資料10ページにある利根沼田一般廃棄物処理広域化施設整備協議会を設置し、建設候補地の選定方法や今後の進め方、諸課題の協議及び検討を進めているところである。

また、利根沼田広域市町村圏整備組合一般廃棄物処理推進室において、利根沼田ごみ処理広域化基本構想策定業務の委託を行い、構成5市町村のごみ処理の現状把握と将来予測のほか、ごみ処理施設の状況把握、処理方式の整理、施設規模の試算、概算事業費及び財源計画の検討・整理、建設候補地の選定に係る土地の比較評価などの業務を進めている。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「利根沼田地域における一般廃棄物処理広域化の進捗状況について」質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 最終的に何年にスタートさせる予定か。

○環境課長 建設スケジュールは計画、設計、建設を含めて、およそ10年後の稼働を目指している。

○戸部委員 10年後ということであるが、これは早まることはないか。

○環境課長 利根沼田ごみ処理広域化基本構想策定業務の中で全体的なスケジュールを詰めていくので、現時点では答えられない状況である。

○戸部委員 現時点では選定場所もはっきりしないのでこれからということか。

○環境課長 現状、検討している段階であり、複数の候補地から選定することになる。現段階では答えられない。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 およそ10年後のスタートということであるが、その10年をどのように進めていくのか。工程表、ロードマップのようなものを考えて、それに沿って詳細に進めていくと推察するが、今は各地域から担当者が集まって、そういう作業に着手している中でどのような段階のところにいるのか。

○環境課長 スケジュール的には先ほど申し上げたとおりであるが、先ほどの資料で示した理事会、幹事会、専門部会があるが、それぞれの役割としては理事会については方針や目的達成に必要な事項について審議、決定する機関となっている。幹事会については理事会に提案する事項について協議を行う機関となっている。専門部会については幹事会の会議に提案する事項について協議を行う機関となっている。各専門部会の主な検討事項としては一部事務組合専門部会については広域化に伴う組合施設の整理に係る課題やスケジュール、費用等の検討になると考えている。そして市町村一般廃棄物専門部会においては現在市町村でそれぞれ行っている一般廃棄物の収集及び処理方法について、統一の方法の検討を考えている。現在、まだ会議が2回とかそういったところで今後どういった形で進めていくかというようなところを検討しているような段階である。

○副委員長 まず、検討する段階の仕分けから始まっているということで、私も沼田市外二箇村清掃施設組合議会に入れていただいているので、今後いろいろ勉強しながら関わっていきたいと思っている。まだスタートした段階というような理解でよろしいか。

○環境課長 おっしゃられるとおり、今始まったばかりということで、先ほど申した基本構想策定業務ということでいろいろな問題点や今後の方向性を出していくような形になっている。その後になると多少、もう少し具体的な話もできるかもしれないが、一応、現状

については委員がおっしゃるとおりの状態となっている。

○副委員長 理解した。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(5)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりを実施したいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、市民部各課の所管事項報告を終わる。

(市民部 退室)

(4) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(4)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から調査事項はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないようなので、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 次に、(5)今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 休憩する。

(休憩 午後3時11分から午後3時17分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を再開する。

(6) その他

○委員長 次第（6）その他について、管内調査・行政視察について事務局から説明させる。

（事務局書記 説明）

○委員長 意見はあるか。井上委員。

○井上委員 行政調査で大阪の大東市に行きたいと思う。総合事業を展開することにより、介護保険サービスを充実させつつ、介護保険料の上昇を抑えた点について視察をしたい。

○委員長 行くとしたら11月、2月、その辺りになる。

○井上委員 今年度、介護保険計画の見直しなので早ければ反映できる。こういうことをやれば介護保険料を抑えられるというような提案ができる。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ないようなので、以上で本日の委員会を終了する。

（午後3時44分 終了）